

令和6年第9回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年10月31日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	10月31日 9時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	10月31日 9時13分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
			11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員	5	虻 江 修 議員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	主 査 金 城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	副 村 長	内 間 常 喜 君	総 務 課 長	島 袋 英 樹 君
	企 画 課 長	新 保 礼 人 君	建 設 課 長	西 江 忍 君
	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和6年第9回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年10月31日（木）午前9時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（3番宮城弘和議員・6番並里晴男議員）
第2		会期の決定
第3	発議第5号	米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する意見書
第4	発議第6号	米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する抗議決議

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまより、令和6年第9回伊江村議会臨時会を開会いたします。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

(開会時刻 9時00分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程に入ります前に、お諮りします。

本臨時会は伊江村議会会議規則第9条により時間を変更し会議を開きたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、時間を変更し会議を開きます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 宮城弘和議員、6番 並里晴男議員を指名します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 発議第5号 米兵による道路交通法違反(飲酒運転)に対する意見書を議題といたします。

本案は、提出者、島袋 勉議員。賛成者、内間広樹議員、並里晴男議員、宮城弘和議員、知念邦夫議員、亀里敏郎議員、島袋義範議員から提出されております。

本案について、趣旨説明を求めます。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

発議第5号 米兵による道路交通法違反(飲酒運転)に対する意見書。

発議第5号につきましては、10月30日の全員協議会において採択され、本臨時会に提案いたします。

それでは、発議第5号を読み上げて提案します。

米兵による道路交通法違反(飲酒運転)に対する意見書。

令和6年10月30日午前6時ごろ、伊江港内の屋根付歩道の円柱に接触事故をしたと思われる車が放置されていると本部警察署伊江駐在に通報があった。現場を確認した所、運転したと思われる米海兵隊員は、伊江港内に駐車している軽自動車内で寝ていた。本部警察署によると、呼気から基準値(0.15mg)をはるかに超える0.85mgのアルコールが検知された。米海兵隊員は、泥酔状態で普通乗用車を運転し、伊江港内にある照明に接触した後、屋根付歩道の円柱に衝突したと思われる。

7月5日、本村において米海兵隊員の飲酒運転による事件があり、再発防止の申し入れを行ったにもかかわらず、今回の事件が発生した事は、強い憤りを感じる。

また、沖縄県内各地で米兵による飲酒に絡んだ事件・事故が後を絶たず、村民・県民に不安と恐怖を与えており、「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」が形骸化し根本的な解決につながっていないことは極めて遺憾である。飲酒運転は、重大な違法行為であり、伊江港内はフェリーへ乗下船する場所で、一歩間違えば

住民を巻き込む大惨事に繋がるものであり、断じて容認できるものではない。これまで以上に米兵に対する管理体制の強化及び指導體制を見直し、より一層の綱紀肅正と再発防止を講ずるべきである。

よって、本村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記、1. リバティー制度の規制強化、夜間外出禁止令を発令すること。2. 米軍人・軍属の綱紀肅正を徹底的に実施すること。3. 事故の再発防止と具体的な解決策を公表し、実施すること。4. 日米地位協定を抜本的に見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年10月31日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長。

外務省特命全権大使及び沖縄防衛局長に対しましては、採択後に全議員で直接手交し要請を行います。その他につきましては、郵送で対応します。取扱いに関しましては、議長に委任申し上げます。審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

休憩します。

(休憩時刻 9 時07分)

再開します。

(再開時刻 9 時08分)

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第5号 米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する意見書を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第5号 米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 発議第6号 米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する抗議決議を議題といたします。

本案は、提出者、宮城弘和議員。賛成者、内間広樹議員、島袋 勉議員、並里晴男議員、知念邦夫議員、亀里敏郎議員、島袋義範議員から提出されております。

本案について、趣旨説明を求めます。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

発議第6号 米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する抗議決議。

発議第6号につきましても、10月30日の全員協議会において採択され、本臨時会に提出するものでございます。

なお抗議決議文につきましては、先ほど発議第5号意見書同様の内容となっておりますので割愛させてい

ただきます。

宛先は、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

全て郵送で対応したいと考えております。取扱いにつきましては、議長に委任申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております発議第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第6号 米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する抗議決議を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第6号 米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第9回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 9時13分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（3番） 宮 城 弘 和

署名議員（6番） 並 里 晴 男